

令和5年度  
系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入  
加速化事業費補助金  
**(系統用蓄電池等実証支援事業)**

**公 募 要 領**

2023年5月24日

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。  
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。  
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)  
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 目次

<b>1. 事業概要</b>	.....	4～12
1-1 事業の目的	.....	4
1-2 事業名称	.....	4
1-3 事業規模	.....	4
1-4 補助対象となる事業	.....	5～6
1-5 補助対象事業者	.....	7
1-6 補助対象経費	.....	8～9
1-7 申請単位	.....	10
1-8 補助率	.....	10
1-9 補助金上限額	.....	10
1-10 補助事業期間	.....	10
1-11 公募期間	.....	10
補足① 令和5年度健保等級単価	.....	11
補足② 利益等排除について	.....	12
<b>2. 事業の実施</b>	.....	14～18
2-1 事業全体のスケジュール	.....	14
2-2 交付の申請について	.....	15
2-3 審査及び交付の決定について	.....	15
2-4 採択結果の公表について	.....	15
2-5 採択事業者への連絡について	.....	16
2-6 補助事業の開始について	.....	16
2-7 補助事業の計画変更について	.....	16
2-8 中間検査	.....	16
2-9 補助事業の完了について	.....	16
2-10 実績報告及び額の確定について	.....	17
2-11 成果報告について	.....	17
2-12 補助金の支払いについて	.....	17
2-13 罰則・加算金等について	.....	17
2-14 暴力団排除について	.....	18
<b>3. 審査</b>	.....	20～21
3-1 審査方法	.....	20
3-2 審査項目	.....	20～21
<b>4. 申請方法</b>	.....	23～26
4-1 提出期限	.....	23
4-2 申請の流れ	.....	23
4-3 提出書類一覧	.....	24～25
4-4 提出先	.....	26
<b>5. 交付規程(抜粋)</b>	.....	28～30
<b>6. 個人情報の取扱いについて</b>	.....	32～33

# 1.事業概要

# 1.事業概要

## 1-1 事業の目的

2050年のカーボンニュートラルや、2030年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入・活用が必要不可欠である。再エネの導入が全国に比して先行している北海道や九州といった地域では、太陽光や風力等変動再エネのシェアが全需要の7割以上となる断面も出てきており、限られた火力電源を調整力として活用して需給調整を行っている。また、系統や時間帯によっては再エネの出力が系統の空き容量を上回るようなケースもあり、このような系統混雑が発生する場合、出力制御等に対応することになっている。系統混雑への対応として系統増強を行う必要があるが、系統増強には多額の費用や、工事期間が長期にわたるといった可能性があり、増強までの間、系統混雑に起因する太陽光発電や風力発電といった再エネの出力制御が発生し、事業性等の観点から新規の再エネ電源が系統に接続しづらい環境になっていく等の問題も今後発生する可能性がある。

そこで令和5年度「系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金（系統用蓄電池等実証支援事業）」（以下「本事業」という。）では、一般送配電事業者以外の事業者が所有する系統用の蓄電システムや水電解装置を活用し、常時はエリア内において、需給調整市場等を通じ調整力等を供出しつつ、それらの設備が接続されている系統（対象はローカル系統以上：配電用変電所よりも上位系統）に混雑が発生した際には一般送配電事業者等の指令に基づき、混雑が発生している系統の混雑緩和等に貢献するような価値を提供することを検討・計画している事業者に対し、その実証や事前検討を支援する。こうした実証や事前検討を通じ、系統混雑に起因する系統増強を回避し、出力制御の回避、電力系統の安定化等に貢献する事を目的とする。

## 1-2 事業名称

令和5年度 系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金  
（系統用蓄電池等実証支援事業）

## 1-3 事業規模

約0.4億円

# 1.事業概要

## 1-4 補助対象となる事業

日本国内において、一般送配電事業者以外の事業者が保有する系統用の蓄電システムや水電解装置を活用し、常時は市場等を介して調整力等を提供しつつ、設備が連系する系統(ローカル系統以上:配電用変電所よりも上位系統)に混雑が発生した場合、一般送配電事業者等の指令に基づき系統混雑の緩和等に貢献する価値を提供することで、電力系統の増強を回避しつつ、既存の系統の有効活用等を行い、再エネの出力制御の回避等に貢献する実証、事前検討を行うための下記1)~5)の要件を全て満たす事業を補助対象事業とする。

- 1) 次の(ア)、(イ)に記載の、既存、もしくは今後導入を検討している設備(以下、混雑緩和型蓄電システム等)による実証、または事前検討であること。また、いずれも電力系統側への定格出力(消費電力)の合計が2,000kW以上の設備であり、ローカル系統以上に接続される設備であること。

※ただし事前検討結果に基づき、配電用変電所以下の系統に接続し、ローカル系統以上に接続した場合と同様の実証が行えるものと判断された場合においては、SIIと協議の上でその実施可否を判断する。なお、その場合の設備の電力系統側への定格出力(消費電力)の合計は1,000kW以上であること。

(ア) 蓄電システム

(イ) 水電解装置

- 2) 実証・事前検討で活用を想定する(ア)、(イ)の設備は、以下の要件を満たすこと。

(ア)蓄電システム

- 電力系統に直接接続する設備であること。
- 常時は各種電力市場での取引等を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与しつつ、設備が連系する系統に混雑が発生した場合には一般送配電事業者等からの指示により系統混雑の緩和等に貢献できる蓄電システムであること。
- 耐熱性を有し、各種法令等に準拠した設備であること。
- 蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。

(イ) 水電解装置

- 水を電気で分解して水素を製造する装置であること。
- 常時は水電解装置として水素製造に活用したり、出力調整によってディマンドリスポンスを行うことを通じて各種電力市場に調整力等を供出すること等を行いつつ、設備が連系する系統に混雑が発生した場合には、一般送配電事業者等からの指示により系統混雑の緩和等に貢献できる水電解装置であること。
- 過去、C級事故相当以上の水電解装置に係る事故事例の無い企業が製造する装置であること。ただし、事故の原因が検証され、対策を講じたことが分かる資料等の提出により、事故原因が改善された装置であることをSIIに説明できる場合はこの限りではない。

※事故の分類については、「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(平成30年12月21日付け20181217保局第1号)」を参照。

参考: 事故事例データベース(経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/database.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/database.html)

- その他各種法令等に準拠した設備であること。

- 3) 対象となるローカル系統以上の混雑を緩和等することを前提とした実証・事前検討を行い、その内容を報告すること。

# 1.事業概要

- 4) 作成する報告書には、事前検討の場合、下記【事前検討】のア)～キ)等、実証の場合、下記【実証】のア)～エ)等の内容が含まれており、実績報告時に提出できること。報告書の作成においては、課題の整理を行うとともに、課題解決に向けた提案を行うこと。

## 【事前検討】

- ア) 検討対象箇所を選定とその理由
- イ) 検討箇所の逆潮流・順潮流別の系統混雑の発生状況と潮流状況
- ウ) 混雑緩和型蓄電システム等を、平常時は各種電力市場等で活用しつつ、設備が接続されている系統（ローカル系統以上）の混雑発生時には混雑緩和等に活用するようなマルチユースが技術的・運用的に可能であるかを検討したシミュレーション等の結果（他市場への参加要件充足や運用ルール・制約条件の設定有無等含む）
- エ) 制御システムの検討（指令方法、授受が必要な情報の整理、情報授受の方法等）  
※なお、必要があれば追加的に必要となるハードやソフト開発の必要性有無についての検証結果
- オ) 費用便益試算や混雑緩和型蓄電システム等の導入規律の検証
- カ) 他の制度・手法（ノンファーム接続等）との関係性の整理
- キ) 混雑緩和型蓄電システム等を所有・運用する事業者の事業性検証

※上記に加え、以下内容についても事業者の判断により検証の実施は妨げない。

- ・ 混雑緩和等への貢献に対する対価の検証・提案
- ・ 混雑緩和型蓄電システム等の立地誘導や整備に向けた課題の整理
- ・ 事前検討の結果を基に、今後実証のフェーズに移行を検討する場合は、その設備導入に向けた検討

## 【実証】

原則、本実証においては、上記【事前検討】にて報告が必要な内容について実機を用いた確認・検証を下記 ア)～エ)の内容を含めて行うこと。

- ア) 事前検討において設定している混雑緩和型蓄電システム等の最適制御・技術検証の実機での検証結果
  - イ) 混雑緩和型蓄電システム等の運用状況と系統の潮流状況の解析
  - ウ) 制御システムの稼働状況
  - エ) 費用便益試算や混雑緩和型蓄電システム等の経済性についての実運用における検証および一般送配電事業者等の系統運用者による効果分析
- ※その他事前検討において実機にて確認・検証が必要と判断される項目については、実証を通じ確認・検証を行うこと。

- 5) 混雑緩和型蓄電システム等を製造あるいは販売している者、混雑緩和型蓄電システム等の制御システムメーカー、混雑緩和型蓄電システム等を既に所有、もしくは今後所有を計画している者（一般送配電事業者を除く）等に、送電事業者または一般送配電事業者を加えたコンソーシアム形式にて検討をすること。

※コンソーシアムメンバーの選定等においては各種法令等に準拠し、責任をもって行うこと。

# 1.事業概要

## 1-5 補助対象事業者

下記①～⑥の要件を全て満たす事業者を補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ①日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ②混雑緩和型蓄電システム等の活用を想定した系統混雑緩和等の実証・事前検討を主体となって行う事業者であること。
- ③本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。  
※特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④実証・事前検討の進捗状況及び成果等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。
- ⑤実証・事前検討の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータを取得できる者であること。また、当該データを各種制度設計等の検討のために国及びSII、又は秘密保持契約を締結した分析機関等が利活用することに同意できる者であること。
- ⑥経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。  
※その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。



# 1.事業概要

## 1-6 補助対象経費

補助対象経費は、以下の通りとする。

区分	内容	備考
人件費	補助事業に係る必要最低限の人件費	<p>■人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証、事前検討、それに付随する報告書の作成に係る研究員及び補助員等の直接人件費(消費税が発生しない人件費)</li> </ul> <p>※健保等級単価による精算に限る。 ⇒P. 11「補足① 令和5年度健保等級単価」もあわせて参照のこと。 ※実績報告書の作成や経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時間は対象外とする。</p>
諸経費	補助事業に係る必要最低限の諸経費	<p>■旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証、事前検討に要する職員の旅費</li> </ul> <p>■会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議に要する経費(機材借料及び茶菓料(お茶代)等)</li> <li>・事業を行うために必要な有料会議室使用に要する経費</li> </ul> <p>■リース料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行うために必要な設備のリースに要する経費</li> </ul> <p>■委託費・外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証、事前検討に係る業務委託費・外注費</li> <li>※原則、3者見積・競争入札にて委託先・外注先を選定すること。</li> </ul> <p>■印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書やアンケート調査等の印刷製本に関する経費</li> </ul> <p>■通信費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に補助事業を実施するために必要な経費</li> <li>※計測器、パソコン、工具、書籍等の汎用品の購入費は補助対象外とする。</li> <li>※消耗品費(コピー代、事務用品、文房具、トナー代、ガソリン代)は補助対象外とする。</li> </ul>

# 1.事業概要

## ※ 補助対象経費の留意点

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。  
その場合、次の算式を明記すること。  
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。  
⇒詳細はP. 12「補足② 利益等排除について」を参照のこと。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く。）

# 1.事業概要

## 1-7 申請単位

1申請あたりの申請単位:系統増強を回避する系統単位。

※事前検討の場合は、検討をおこなう一般送配電事業者等のエリア単位であること。

※実証の場合は、1申請あたり1系統であること。

## 1-8 補助率

補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

## 1-9 補助金上限額

補助上限額は、以下の通りとする。

- ・1申請あたりの補助上限額:2,000万円

## 1-10 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記の通りとする。

### ・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

### ・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～②を全て完了させた日とする。

①実証・事前検討結果の報告書の作成完了

②補助対象経費の全額支出完了

※ 最終期限は2024年1月31日(水)とする。

## 1-11 公募期間

公募期間:2023年5月24日(水)～2023年6月14日(水) 12:00必着

交付決定予定日:7月上旬

※交付申請の受付状況により、交付決定日が変更になる場合がある。

※本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後に追加公募を行う場合がある。

詳細は、SIIのホームページを参照のこと。

※申請書類は、配送状況が確認できる手段で送付すること(直接、持ち込みは不可)。

# 1. 事業概要

## 補足① 令和5年度健保等級単価

等級	健保等級適用者				労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額			A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与 1回～3回	月給範囲額			
		以上	～	未満			以上	～	未満	
1	58,000		～	63,000	350	470		～	83,790	470
2	68,000	63,000	～	73,000	410	550	83,790	～	97,090	550
3	78,000	73,000	～	83,000	480	630	97,090	～	110,390	630
4	88,000	83,000	～	93,000	540	720	110,390	～	123,690	720
5	98,000	93,000	～	101,000	600	800	123,690	～	134,330	800
6	104,000	101,000	～	107,000	640	850	134,330	～	142,310	850
7	110,000	107,000	～	114,000	670	900	142,310	～	151,620	900
8	118,000	114,000	～	122,000	720	960	151,620	～	162,260	960
9	126,000	122,000	～	130,000	770	1,030	162,260	～	172,900	1,030
10	134,000	130,000	～	138,000	820	1,090	172,900	～	183,540	1,090
11	142,000	138,000	～	146,000	870	1,160	183,540	～	194,180	1,160
12	150,000	146,000	～	155,000	920	1,220	194,180	～	206,150	1,220
13	160,000	155,000	～	165,000	980	1,310	206,150	～	219,450	1,310
14	170,000	165,000	～	175,000	1,040	1,390	219,450	～	232,750	1,390
15	180,000	175,000	～	185,000	1,100	1,470	232,750	～	246,050	1,470
16	190,000	185,000	～	195,000	1,170	1,550	246,050	～	259,350	1,550
17	200,000	195,000	～	210,000	1,230	1,630	259,350	～	279,300	1,630
18	220,000	210,000	～	230,000	1,350	1,800	279,300	～	305,900	1,800
19	240,000	230,000	～	250,000	1,470	1,960	305,900	～	332,500	1,960
20	260,000	250,000	～	270,000	1,600	2,130	332,500	～	359,100	2,130
21	280,000	270,000	～	290,000	1,720	2,290	359,100	～	385,700	2,290
22	300,000	290,000	～	310,000	1,840	2,450	385,700	～	412,300	2,450
23	320,000	310,000	～	330,000	1,970	2,620	412,300	～	438,900	2,620
24	340,000	330,000	～	350,000	2,090	2,780	438,900	～	465,500	2,780
25	360,000	350,000	～	370,000	2,210	2,950	465,500	～	492,100	2,950
26	380,000	370,000	～	395,000	2,340	3,110	492,100	～	525,350	3,110
27	410,000	395,000	～	425,000	2,520	3,350	525,350	～	565,250	3,350
28	440,000	425,000	～	455,000	2,710	3,600	565,250	～	605,150	3,600
29	470,000	455,000	～	485,000	2,890	3,850	605,150	～	645,050	3,850
30	500,000	485,000	～	515,000	3,080	4,090	645,050	～	684,950	4,090
31	530,000	515,000	～	545,000	3,260	4,340	684,950	～	724,850	4,340
32	560,000	545,000	～	575,000	3,450	4,580	724,850	～	764,750	4,580
33	590,000	575,000	～	605,000	3,630	4,830	764,750	～	804,650	4,830
34	620,000	605,000	～	635,000	3,820	5,080	804,650	～	844,550	5,080
35	650,000	635,000	～	665,000	4,000	5,320	844,550	～	884,450	5,320
36	680,000	665,000	～	695,000	4,180	5,570	884,450	～	924,350	5,570
37	710,000	695,000	～	730,000	4,370	5,810	924,350	～	970,900	5,810
38	750,000	730,000	～	770,000	4,620	6,140	970,900	～	1,024,100	6,140
39	790,000	770,000	～	810,000	4,860	6,470	1,024,100	～	1,077,300	6,470
40	830,000	810,000	～	855,000	5,110	6,800	1,077,300	～	1,137,150	6,800
41	880,000	855,000	～	905,000	5,420	7,210	1,137,150	～	1,203,650	7,210
42	930,000	905,000	～	955,000	5,730	7,620	1,203,650	～	1,270,150	7,620
43	980,000	955,000	～	1,005,000	6,030	8,030	1,270,150	～	1,336,650	8,030
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,340	8,440	1,336,650	～	1,403,150	8,440
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,710	8,930	1,403,150	～	1,482,950	8,930
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	7,080	9,420	1,482,950	～	1,562,750	9,420
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,450	9,910	1,562,750	～	1,642,550	9,910
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,820	10,400	1,642,550	～	1,722,350	10,400
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	8,190	10,890	1,722,350	～	1,802,150	10,890
50	1,390,000	1,355,000	～		8,560	11,390	1,802,150	～		11,390

## 補足② 利益等排除について

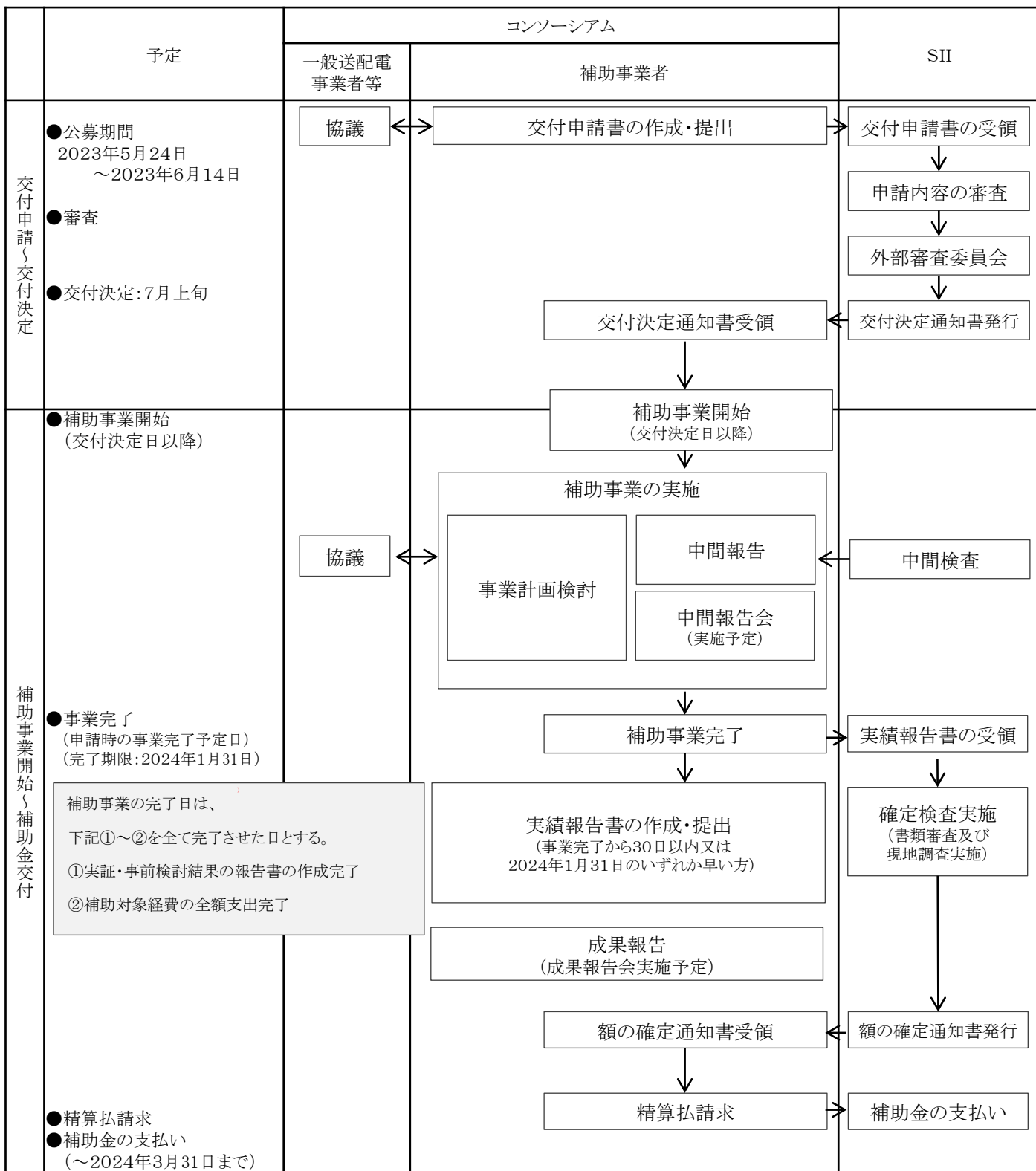
補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など\*)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

## 2.事業の実施

## 2.事業の実施

### 2-1 事業全体のスケジュール



## 2.事業の実施

### 2-2 交付の申請について

申請者は、gBizIDプライムアカウントをgBizIDのWebサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>)にて登録すること。当該アカウントまたは当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてjGrants(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)にログインし、必要事項を入力して申請すること。SIIのホームページからダウンロードした申請書に必要事項をすべて入力したうえで、jGrantsの申請を行うこと。

※ jGrantsに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

申請者は、jGrantsの申請と並行し、申請書類一式の冊子を2冊作成の上、1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P. 23【4-2 申請の流れ】を参照)。

なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと(SIIへの連絡先は、P. 26を参照)。

### 2-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って交付決定通知書により採択された補助事業者に通知する(SIIからの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先1」に行う)。

※ SIIは審査の際、一般送配電事業者等への確認のため国又はSIIが必要な情報を当該一般送配電事業者等に提供を行う場合がある。なお情報の提供については交付申請書の提出をもって同意したものとす

る。

※ SIIは必要に応じて、経済産業省に相談の上、審査を行う。その際、SIIにおいて判断が困難な申請があった場合には、申請者に対して経済産業省から個別に連絡やヒアリングが行われる場合がある。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 交付決定通知書の再発行は行わないため、補助事業者自身で細心の注意を払って管理すること。補助事業者が保管する「申請書類一式の冊子」に綴じ、いつでも閲覧ができるようにすること。

### 2-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報(補助事業者名、補助事業の名称、実施場所<都道府県、市区町村>、事業概要等)をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「gBiz INFO」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>



## 2.事業の実施

### 2-5 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途指示を行う。

### 2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

なお、原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※ 3者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 見積仕様書を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと。
- ・ 3者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 見積仕様書において、発注先指定等を行わないこと。
- ・ 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

### 2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容を変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

### 2-8 中間検査

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。なお、実証・事前検討において中間報告会を実施する場合、補助事業者はSIIの指示に従い報告資料の作成及び報告を行うこと。

### 2-9 補助事業の完了について

補助事業は、実証・事前検討結果を取りまとめた報告書の作成完了及び補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から発注先への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い（金融機関による振込）で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

## 2.事業の実施

### 2-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は2024年1月31日(水)(12:00必着)のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査(確定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。(詳細はP. 12「補足② 利益等排除について」を参照。)

### 2-11 成果報告について

補助事業者は、別途開催を予定する成果報告会にて補助事業の成果を報告する必要がある。報告する成果項目や作成する資料等については、SIIの指示に従うこと。

### 2-12 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

### 2-13 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

## 2.事業の実施

### 2-14 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記(2) ①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

## 3. 审查

# 3. 審査

## 3-1 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について申請者にヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

なお、採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。

## 3-2 審査項目

### (1) 要件審査

「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- 補助事業者及び補助事業の内容が「系統用蓄電池等実証支援事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- 補助事業者が事業を行うための事業基盤(直近3期分の財務状況を勘案)を有していること。

系統用蓄電池等実証支援事業 要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 実証・事前検討の内容	・公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	・公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象経費	(3) 価格の妥当性	・補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
	(4) 資金計画	・補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
4. 補助事業計画	(5) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	・一般送配電事業者等との系統混雑の緩和等に係る協議やその他事項について問題がないこと
	(6) 事業実施体制	・想定コンソーシアム各社及び各担当の役割案が明確かつ適切であること
	(7) スケジュール	・補助事業のスケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること ・実証・事前検討で立てた計画に、系統混雑の緩和等の実行まで記載されていること

### ※ 採択しない事例

- 補助対象経費について、妥当性が認められない場合
- 一般送配電事業者等との個別協議の進捗に問題があると見込まれる場合
- その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

# 3. 審査

## (2) 採点審査

「採点審査」は、(1)の審査を行った後、要件審査の要件を満たした事業について、「系統用蓄電池等実証支援事業 採点審査項目表」に基づき、総合的に審査を行う。

系統用蓄電池等実証支援事業 採点審査項目表

審査項目	審査基準
1. 課題抽出	・系統増強を回避するエリアの課題抽出を行っているか
2. 事業内容	・課題を踏まえた事業内容となっているか ・公募要領に記載の検討内容が十分に考慮されており具体性を伴っているか
3. 実証内容(実証を行う事業のみ)	・事前検討における項目を網羅した実証内容となっているか
4. 事業内容の先進性、独創性、応用性	・事業内容に先進性、独創性、応用性等がみられるか
5. 将来性	・系統混雑を緩和等するビジネス展開に対しての構想があるか
6. 設備導入の実現性(事前検討を行う事業のみ)	・設備導入(もしくは既設設備の活用)等に向けた検討内容が含まれているか
7. 実証の実現性(実証を行う事業のみ)	・実証に向けた実現性はあるか ・実証に対するアプローチが適切か
8. 社会的意義	・系統混雑を緩和等することにより再エネの出力制御の回避や系統増強の回避等といった再エネの普及拡大等に資する社会的意義のある事業となっているか
9. コンソーシアム体制	・蓄電システムのメーカー等及び検討エリアの一般送配電事業者等と適切に協議を行っているか ・実際に実証・事前検討を行うに十分な体制が構築されているか

### ※ 採択しない事例

- ・ 採点審査項目の評点合計が低い場合

## 4.申請方法

# 4.申請方法

## 4-1 提出期限

申請書類(Excel書式等)の電子データをjGrantsに添付して申請を行い、かつ申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 24【4-3 提出書類一覧】を参照。)を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。なお申請書類は返却しないため、必ず冊子を手元に控えておくこと。

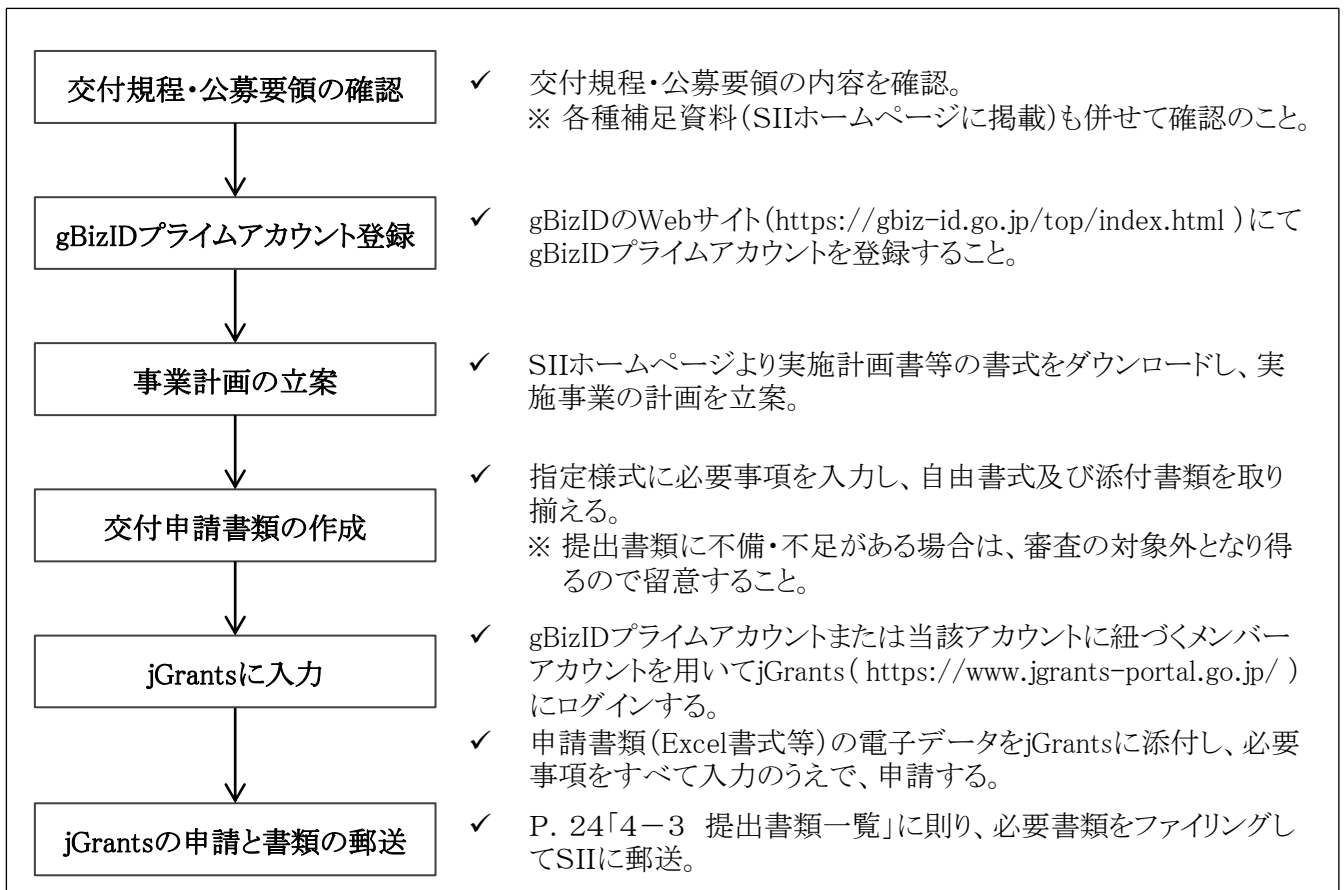
### 《受付期間》

2023年5月24日(水)～2023年6月14日(水) 12:00必着

- ※ jGrantsでの申請と、申請書類の郵送のいずれかが欠けている場合、原則申請は受け付けない。
- ※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持ち込みは不可)。
- ※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は原則返却をしないが、誤って送付された証憑等、返却が必要な場合は着払いにて申請者に返却する。

## 4-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類(Excel書式等)及び自由書式を使って作成すること。  
jGrantsへの申請書類(Excel書式等)の添付、及び必要事項の入力も必ず行うこと。  
申請の流れは以下手順を参照のこと。





# 4.申請方法

## 4-3 提出書類一覧

※○:提出必須 △:必要な場合のみ

	No.	提出書類名	指定書式 有無	提出 有無(※)	備考
	—	チェックリスト	○	○	
	—	申請概要書	○	○	
交付申請書	1	補助金交付申請書(様式第1)	○	○	
		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙1)	○	○	
		補助事業に要する経費の配分四半期別発生予定額(別紙2)	○	○	
		役員名簿(別紙3)	○	○	
		実施体制図(別紙4)	○	○	
実施計画書	2-1	補助事業経費の配分	○	○	
	2-2	参考見積書		○	
	2-3	補助事業に要する経費、及びその調達方法	○	○	
	2-4	補助事業実施に関連する事項	○	○	
	2-5	混雑緩和型蓄電システム等の仕様書等詳細資料		○	
	2-6	補助事業実施体制	○	○	
	2-7	補助事業実施予定スケジュール	○	○	
	2-8	事業概要資料	○	○	
添付資料	3	会社・団体概要(パンフレット等)		○	
	4	財務諸表(貸借対照表 及び 損益計算書)の写し		○	直近3期分を提出すること
	5	登記簿(履歴事項全部証明書)の写し		○	
	6	金融機関から確実に融資されていることが判る書類		△	金融機関から融資を受ける場合のみ
	7	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書	○	△	特別目的会社が申請する場合のみ
	8	一般送配電事業者等との系統連系契約書		△	実証を行う場合で、既に系統連系契約書がある場合
	9	その他		△	必要に応じて提出すること



## 4.申請方法

### 4-4 提出先

#### <書類提出先>

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
事業第3部

**令和5年度 系統用蓄電池等実証支援事業 交付申請書在中**

※ 郵送時は、必ず赤字で「令和5年度 系統用蓄電池等実証支援事業 交付申請書在中」と記入のこと。

#### <お問い合わせ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

事業第3部

系統用蓄電池等実証事業 担当

TEL :03-6260-6951

MAIL :[k\\_ess\\_info@sii.or.jp](mailto:k_ess_info@sii.or.jp)

HP :<https://sii.or.jp/chikudenchi05/>

電話受付時間 平日の10:00~12:00、13:00~17:00

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。

gBiz IDに関するお問い合わせ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

jGrantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

※補助金の申請内容に関する問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

## 5. 交付規程 (抜粋)

# 5.交付規程(抜粋)

## 系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費交付要綱(20230216財資第3号。以下「交付要綱」という。)第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

### (交付の対象)

第3条 S I Iは、補助事業者が行う再生可能エネルギーの出力変動に対応する系統用蓄電システムや水電解装置の導入(以下「系統用蓄電池等導入支援」)及びそれらを活用した系統増強等の対策に資する実証・事前検討(以下「系統用蓄電池等実証支援」)の実施や、配電事業等の構築に必要な蓄電池やエネルギーマネジメントシステム等のリソースの導入(以下「配電事業等の構築支援」)及び配電事業等への参入検討を行う上で必要な計画策定(以下「配電事業等の計画策定支援」)の実施に要する経費の一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

### (補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (電子申請等)

第6条 申請者及び補助事業者は、前項第1項の規定に基づく交付申請、第9条の規定に基づく交付申請取下げ届出、第11条第1項の規定に基づく補助事業計画変更承認申請、第13条の規定に基づく補助事業事故報告、第14条の規定に基づく補助事業実施状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく補助事業実績報告書及び補助事業年度末実績報告、第16条の規定に基づく補助事業承継承認申請、第17条第5項の規定に基づく返還報告(確定に係るもの)、第18条第2項の規定に基づく精算(概算)払請求、第20条第6項の規定に基づく返還報告(取消しに係るもの)、第23条第2項の規定に基づく取得財産等管理細表の作成、第24条第3項の規定に基づく補助事業財産処分承認申請については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行わなければならない。

2 S I Iは、第7条の規定に基づく交付決定通知、第11条第2項の規定に基づく計画変更承認通知、第13条の規定に基づく事故報告に対する指示、第14条の規定に基づく状況の報告に対する要求、第16条の規定に基づく承継承認通知、第17条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通

知、同条第4項の規定に基づく補助金の返還通知、第20条第3項の規定に基づく交付申請の取消し若しくは変更の通知、同条第4項の規定に基づく返還通知、第24条第3項の規定に基づく財産処分承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

### (交付の決定)

第7条 S I Iは、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、S I Iは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないとして認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第8条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第10条に従うべきこと。

(4) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I Iの指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、S I Iが第17条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、S I Iが第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、S I Iが第20条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第20条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第6項において準用する第17条第6項の規定に基づく延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第23条第3項及び第24条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(14) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(15) 補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条に規定する公共工事が発注される場合には、公共

# 5.交付規程(抜粋)

工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年3月31日法律第18号)のつと、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すること。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I Iに届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、S I Iの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 S I Iは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I Iから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負せ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとす

る。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I Iは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 S I Iは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、

S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I Iが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をS I Iに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第14条 補助事業者は、S I Iが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をS I Iが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はS I Iが定めた日のいずれ

か早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をS I Iに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がS I Iの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をS I Iに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第16条 S I Iは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 S I Iは、第15条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 S I Iは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、そのを超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 S I Iは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

# 5.交付規程(抜粋)

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 S I I は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書(確定に係るもの)にて報告させるものとする。

6 S I I は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

7 S I I は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業者の事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第18条 S I I は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書をS I I に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を本事業体に報告しなければならない。

2 本事業体は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第20条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 S I I は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは

一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくS I I の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第17条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第17条第5項中「様式第10による返還報告書(確定に係るもの)」とあるのは、「様式第12による返還報告書(取消しに係るもの)」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第21条 S I I は、補助金の支払を2回以上に分けて受けている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領した額として年利10.95パーセントの割合で計算した当該返還に係る加算金

を徴収するものとする。

2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、取得財産等(補助対象経費により取得、又は効用の増加した財産)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細書を第15条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による補助事業財産処分承認申請書をS I I に提出して承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せよう保存しておかななければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 申請者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項について補助金交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第27条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I I が業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

(別表) 補助対象経費の区分

補助金名 の 称	補 助 事 業		内 容	補助率 (関係補助事業 への補助率)	
	補助対象 経費の区分	区 分			
系統用蓄電池等導入・ 系統用蓄電池等導入・ 系統用蓄電池等導入 事業(系統用蓄電池等 導入事業)	システム蓄電池等導入 事業	設計費	系統用蓄電池等導入実施に必要な機械装置等の設計に関する経費	2/3以内	
		設備費	系統用蓄電池等導入実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費	1/2以内	
		工事費	系統用蓄電池等導入実施に必要な工事に要する経費	1/3以内	
	システム蓄電池等 支援	人件費	系統用蓄電池等支援実施に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費(営業経費、代行申請に係る経費は除く)		
		諸経費	系統用蓄電池等支援実施に必要な運搬経費		
		設計費	配電事業等の機械支援の実施に必要な機械装置等の設計に関する経費	1/2以内	
配電事業等の機械 支援	設計費	配電事業等の機械支援の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費			
	設備費	配電事業等の機械支援の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費			
	工事費	配電事業等の機械支援の実施に必要な工事に要する経費			
	人件費	配電事業等の機械支援の実施に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費(営業経費、代行申請に係る経費は除く)			
	設計費	配電事業等の計画策定支援に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費(営業経費、代行申請に係る経費は除く)			
	諸経費	配電事業等の計画策定支援に必要な運搬経費			

※消費税及び地方消費税は補助対象外

## 6. 個人情報の取扱いについて



## 【個人情報の取扱いについて】

### (1) 個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下「(2)」に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、「(3)」に記載する利用目的で利用し、「(5)」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

● SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

### (2) 取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② 系統用蓄電池や水電解装置を活用した系統増強の回避等を前提とする実証・事前検討に関わるデータ等
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者等が、SIIに提供する上記の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

### (3) 利用目的

SIIは「(2)」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② 系統用蓄電池や水電解装置を活用した系統増強の回避等を前提とする実証・事前検討の状況・成果の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

### (4) 第三者への提供について

SIIは「(2)」で取得した情報を、以下の場合および「(5)」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限りです。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### (5) 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の申請状況・効果分析</li> <li>・ その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究、各種制度設計の検討等</li> </ul>	(2)①②③	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付決定事業者名(法人のみ)、交付決定金額の確認</li> </ul>	事業者名(法人のみ)、交付決定金額 等	SII HPへの掲載	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「(8)」に示す外部委託先は提供先として扱わない

## 6.個人情報取扱について

### (6)匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で系統用蓄電池や水電解装置等を活用した系統増強の回避を前提とする実証・事前検討の状況・成果等の公開を目的として、「(2)」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

[https://sii.or.jp/anonymous\\_processing/index.html](https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html)

### (7)個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

### (8)外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

### (9)開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

●SII

個人情報取扱管理担当

[p-support@sii.or.jp](mailto:p-support@sii.or.jp)

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部  
系統用蓄電池等実証事業 担当

**TEL:03-6260-6951**

**MAIL:k\_ess\_info@sii.or.jp**

**<https://sii.or.jp/chikudenchi05/>**

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。  
通話料がかかりますのでご注意ください。